平成３０年（フ）第１３号
新潟県新発田市豊町１丁目３番19号メゾンハヤカワ208
債務者　吉富　和幸
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第２１５号
堺市堺区浅香山町３－５－27－203、住民票上の住所堺市中区陶器北928番地48
債務者　中村多恵子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
大阪府藤井寺市林３丁目２番12－201号、前住所大阪府藤井寺市林２丁目６番46－302号
債務者　福田　　正
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
堺市中区平井935番地２
債務者　迫　　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３８号
大阪府柏原市田辺２丁目９番69号
債務者　中野　清一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
大阪府柏原市大県３丁目７番10－302号　アメニティ　カタシモ、前住所神戸市灘区鳥帽子町２丁目３番６号　アルユータ六甲道102
債務者　藤田　千加（旧姓東大森）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５８号
堺市南区庭代台３丁13番３－205号
債務者　川　四津江
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７２号
堺市西区鳳北町５丁248番地１　インテグラフェニックス401号、前住所堺市西区鳳東町６丁601番地１　フローラ東館6005号
債務者　三井　隆司
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７３号
堺市西区鳳北町５丁248番地１　インテグラフェニックス401号、前住所堺市西区鳳東町６丁601番地１　フローラ東館6005号
債務者　三井　愛香
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８７号
大阪府羽曳野市桃山台４丁目133番地の５
債務者　松川　泰土
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
香川県三豊市三野町大見甲4017番地１
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第１５号
香川県観音寺市瀬戸町３丁目３番21号
債務者　大谷　麻未（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第２１号
福岡県大牟田市諏訪町２丁目24番地６
債務者　今本　祐三
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第７号
長崎県佐世保市白木町24番地　合同宿舎白木町住宅２棟24号
債務者　宍戸　郁美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第３８号
北海道苫小牧市字錦岡521番地の145
債務者　佐々木義希
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９１号
仙台市若林区新寺２丁目２番６－201号
債務者　只野　聖一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
仙台市青葉区国見ケ丘２丁目22番地の２、従前の住所静岡県袋井市鷲巣392番地の25
債務者　城谷　末勝
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係